

第149回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 参加委員

青山定敬委員（部会長）、鎌田直人委員、高橋輝昌委員、橘隆一委員
武藤敏雄委員

2 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

3 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第6号までの案件について審議がなされ、全ての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】工場、事業場の設置(障害者支援施設の増設)について]

委員：残置森林の72%が無立木化となっていますが、なぜでしょうか。

事務局：本件計画地は、平成16年に完了した砂利採取を目的とした林地開発許可地になります。当該地は周辺からシノダケやクズ、その他の草本類が侵入しやすい環境であるため、完了確認後に、当時の事業者が植栽した樹木の生育不良により、事業区域内の森林が無立木地化したものと考えられます。

委員：現在の主な植生はクヌギ、ヤブツバキほかとなっていますが、残置森林の補植はヤマハギ、シャリンバイとする理由は何でしょうか。

事務局：残置森林の補植を計画している箇所は、法面が大部分を占めています。そのため、事業者は、勾配別の緑化目標である30～35度未満の造成森林の緑化目標を準用し、中・低木性の植栽樹種で、早期かつ継続的に成長することを理由に選定したとのこと。また、苗木の入手しやすさ等も考慮し、ヤマハギとシャリンバイを選定したとのこと。

委員：前回の林地開発行為が終わった後、ちゃんと適正な管理をしていなかったということか。無立木地の状態のままであったのか。何らかの指導はしなかったのか。

事務局：前事業で提出された残置森林等の保全管理計画書では、土地所有者が管理することとなっておりましたが、当該地が競売されていたことなどから、管理できる状況になかったことが推測されます。

委員：林地開発行為完了後についても、植栽木が適正に管理されるよう、チェックと指導を徹底していただきたい。対象地北西側の森林以外の土地については、張芝による緑化地になると考えて良いのか。また、その部分については10m以上の森林を配置する必要はないのか。

事務局：当該地については、広場として使用する計画とされており、現況植生のままで使用することです。現況は草本類で地表が覆われているため、新たな緑化を計画していません。また、図面内ドットで図示されている箇所については、地域森林計画対象民有林以外の土地であるため、県林地開発許可基準により、10m以上の森林を設けなくてもよいとされており。なお、施設を運用していく中で安全面の観点から何らかの対策を講じる必要性が確認できた際には、フェンスの設置などを検討しているとのこと。

○第2号案件[【変更】土石等の採掘(産業廃棄物(安定型)最終処分場及び発生土仮置場)について]

委員：埋立する産業廃棄物は何か。

事務局：埋立する産業廃棄物は、安定5品目とも言われ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類です。

委員：産業廃棄物の埋立による浸透水のモニタリングのための観測井戸の観測について、具体的に何をモニタリングするのか。また、観測方法や観測間隔はどの程度か。

事務局：観測井戸の場所は事業区域の東西南北の4箇所に設置します。地下水のモニタリングは、観測井戸から採取した水を用いて33項目の水質検査を実施するとのこと。水質検査は、産業廃棄物埋立開始前に33項目について1回以上行うとのこと。また、定期的に行う水質検査のうち、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、塩化物イオン、電気伝導度の5項目については月1回以上、その他27項目は年1回以上の検査を実施するとのこと。

委員：3工区への進入路を設置するが、進入路設置による周辺への影響はないのか。

事務局：3工区への進入路は既存の赤道を拡幅する計画となっており、拡幅する幅も最小限に留めるため、周辺への影響は少なくなるように計画しているとのこと。

委員：3工区への流入路については竹藪などの伐採と簡単な整地のみで、特に切土盛土等を行わないということでしょうか。

事務局：そうです。大規模な切土盛土が発生する計画にはなっておりません。

委員：進入路の雨水の流出については、場外に流れることはないということか。

事務局：そうです。赤道を管理している成田市で雨水の側溝等は設けておらず、現状どおり自然放流されることとなります。

委員：調節池流入流域平面図に書かれた調節池に流入する水はどの範囲からの雨水か。雨水が廃棄物埋め立て区域から調節池に流れ込んでから区域外の流路に放出されるように見え、廃棄物埋め立て区域の雨水は地下に浸透させると矛盾するように思われる。

事務局：調節池には、調節池流入流域平面図の左側平面図で黄色、紫色、水色で着色された区域の雨水が流入する計画とされております。埋立区域周辺の雨水は外周通路に設置するU型側溝により調節池に導水することで、埋立区域周辺からの雨水が埋立区域に流入することを防ぐとのこと。また、埋立区域内の雨水については、廃掃法を所管している県廃棄物指導課の指示により、初めに埋立区域と調節池の間にある堤体を設置し、埋めたてを順次くり返すことで、埋立区域と調節池が分断されるため、埋立区域内の雨水が調節池に流入しない計画としているとのこと。

○第3号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：中期事業計画図では、令和4年12月から、さらに事業区域が拡大するようだが、今後も変更申請があるということか。

事務局：図面の通り南側に拡大する計画があるようです。砂利採取法では許可が下りてから、砂利採取できる期間に決まりがあるため、許可の時期が中長期計画図のようになっております。そのため、林地開発行為についても、区域を拡大する場合にはその都度、林地開発許可の変更許可申請が必要となります。

○第4号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：A-A'断面は今回の切土で断面が緩くなるのか。

事務局：そうです。

委員：今回の拡大によって今以上に長大法面になる。くれぐれも周囲の安全に配慮して施工してもらいたい。

○第5号案件[【変更】工場、事業場の設置（太陽光発電施設の設置）について]

- 委員：固定方法の変更理由として、令和3年8月台風時の大雨により流入管への負担が大きい事が判明したため、接続部等をコンクリート巻きにする変更や一部流入管の布設替えを行うが、具体的に台風の影響で何があったのか。
- 事務局：台風により、雨水が集中して流入管に流入し、一部、管の接続が外れました。今後、安全に流下させるため、流入管の固定方法の変更、一部流入管の布設替えを行い、さらに、全ての流入管について、維持管理及び流速を減じるための柵を小段上に設けるとのことです。なお、現在の函渠の流下能力は、流量計算上、問題なく流下しますが、更なる対策を行うとともに、大雨の際には、現地を監視するよう指導して参ります。

○第6号案件[【変更】再生土埋立、工場、事業場の設置（太陽光発電施設の設置）及び農地造成について]

- 委員：拡大区域、西側の既設の太陽光発電施設区域、そして以前のA調整池の区域及びその南側の既設太陽光発電施設区域からの排水経路等は、どうなっているのか。
- 事務局：斜面上部の平場の排水は、地盤に沿ってA調節池に流れ込む計画とされています。
- 委員：太陽光発電施設区域の排水はどうなっているのか。ほとんど浸透するのか。
- 事務局：太陽光パネルの土地は裸地であり、流出係数は0.85で計算しており、降った雨の約85%は地表を流れ水路に入ることとなります。斜面の法肩に大きな水路を設けているため、大雨の際も雨水が盛土箇所には流れないとのことです。
- 委員：南側の残置森林には流れないか。
- 事務局：残置森林区域の方が高いため、影響がないと思われます。
- 委員：昨今の情勢から、盛土を規制する法改正があるようだ。自治体でもきちんと対応方針を考えていただきたい。

○全体を通して

- 委員：法面を植生シートで緑化する場合に外来牧草ベースになっている。事業者が参考にしている資料などはあるのか。
- 事務局：千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針や道路土工指針等を事業者に提示しております。
- 委員：緑化についても生物多様性保全の観点から、外来牧草はできるだけ避け、在来のものを使用していただきたいところである。
- 事務局：現在は在来の種子が手に入りにくいいため、供給ルートが確保されれば、在来種により早期に緑化するといったような見直しを目指したい。